

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

1 改正理由

伊豆の国市の担当課の変更並びに伊豆急行株式会社、富士急シティバス株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社の委員職名の変更等に伴い、第3条別表等を変更する。

2 改正の内容

別添新旧対照表

3 改正の適用時期

本議案を議決した日

4 改正手続の根拠規定

規約第15条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和4年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別添

改正前

（略）
（財務の負担）
第13条（略）
（略）
別表（第3条関係）

区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項 第1号の委員	（略）	
	伊豆市	（略）
	伊豆の国市	地域づくり推進課長
	東伊豆町	（略）
	（略）	
活性化再生法第6条第2項 第2号の委員	（略）	
	伊豆箱根バス株式会社	（略）
	富士急シティバス株式会社	専務取締役
	伊豆急行株式会社	事業推進担当部長
	伊豆箱根鉄道株式会社	（略）
	東日本旅客鉄道株式会社	企画室副課長
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	（略）	
（略）		

改正後

（略）
（財務）
第13条（略）
（略）
別表（第3条関係）

区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項 第1号の委員	（略）	
	伊豆市	（略）
	伊豆の国市	協働まちづくり課長
	東伊豆町	（略）
	（略）	
活性化再生法第6条第2項 第2号の委員	（略）	
	伊豆箱根バス株式会社	（略）
	富士急シティバス株式会社	管理部長
	伊豆急行株式会社	経営企画担当部長
	伊豆箱根鉄道株式会社	（略）
	東日本旅客鉄道株式会社	総務部担当部長
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	（略）	
（略）		

附 則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。